

## 第4章 施策に期待される効果（SDGs への貢献）

－SDGs とは－

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



自治体が SDGs への取組を実施する際に重要なことは、SDGs は 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されていますが、国連統計委員会が提案している 232 の指標は、グローバルな視点から提示されているもので、必ずしも日本の国レベルや自治体レベルにおける SDGs の取組で使いやすいものにはなっていません。この点を踏まえ、「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）」において、便宜的に自治体レベルで使用可能な指標として「地方創生 SDGs ローカル指標」が設けられました。

自治体においては、SDGs のゴール、ターゲットと自治体の実施する施策との関連性を整理する必要があります。

また、「地方創生 SDGs ローカル指標」等を用いながら、施策の進捗管理を行うことが重要となります。

以降において、本市における現行施策と SDGs における 17 の目標、169 のターゲットとの関連性を整理し、地域課題の解決を通じた SDGs への貢献を見える化します。



目標：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

ターゲット：2.4

2030年までに、持続可能な食糧生産システムを確保し、生産性および生産の向上につながるレジリエントな農業を実践することにより、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力向上、および土地と土壌の質の漸進的改良を促す。

【関連施策】

- 〈6〉農地の保全・活用 ④ 地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。



目標：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

ターゲット：3.6

2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

【関連施策】

- 〈17〉自転車利用等の促進 ① 市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。

ターゲット：3.9

2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および病気の件数を大幅に減少させる。

【関連施策】

- 〈6〉農地の保全・活用 ② 環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。
- 〈7〉大気汚染の防止 ② 揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。
- 〈7〉大気汚染の防止 ③ 工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
- 〈7〉大気汚染の防止 ④ 自動車からのCO<sub>2</sub>やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。
- 〈8〉水質汚濁の防止 ② 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈11〉③と同じ】
- 〈8〉水質汚濁の防止 ④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
- 〈11〉その他の公害の防止 ③ 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈8〉②と同じ】
- 〈11〉その他の公害の防止 ④ 工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。
- 〈11〉その他の公害の防止 ⑤ 市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。
- 〈11〉その他の公害の防止 ⑥ ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。
- 〈11〉その他の公害の防止 ⑦ アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。
- 〈11〉その他の公害の防止 ⑧ アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。

## ターゲット：3.a

すべての国々において、たばこ規制枠組条約の実施を適宜強化する。

### 【関連施策】

〈12〉環境美化の推進	④ 路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。
-------------	--



目標：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

## ターゲット：4.7

2030年までに持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。

### 【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進	① 市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈19〉⑤と同じ】
〈2〉自然とのふれあいの促進	③ 身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈19〉③と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	① 環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	② 地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	③ 身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します。【施策〈2〉③と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	④ 環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。
〈19〉環境教育・環境学習の推進	⑤ 市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。【施策〈2〉①と同じ】
〈19〉環境教育・環境学習の推進	⑥ 将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。



目標6：すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

## ターゲット：6.3

2030年までに、汚染の減少、有害な化学物質や物質の投棄削減と最小限の排出、未処理の下水の割合半減、およびリサイクルと安全な再利用を世界全体で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

### 【関連施策】

〈8〉水質汚濁の防止	① 家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。
〈8〉水質汚濁の防止	⑤ 生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。
〈8〉水質汚濁の防止	⑥ 河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

## ターゲット：6.6

2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

### 【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	① 生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。
〈8〉水質汚濁の防止	② 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈11〉③と同じ】
〈8〉水質汚濁の防止	④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
〈11〉その他の公害の防止	③ 河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。【施策〈8〉②と同じ】

## ターゲット：6. b

水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

### 【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	④ 潤いやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。
---------------	---



目標：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

## ターゲット：7.2

2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

### 【関連施策】

〈15〉再生可能エネルギー等の活用	① CO2が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。
〈15〉再生可能エネルギー等の活用	② 家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事などの実施に対して補助します。【施策〈14〉③と同じ】

## ターゲット：7.3

### 【関連施策】

〈14〉省エネルギーの推進	⑥ 事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
---------------	--



目標：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

## ターゲット：11.6

2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

## 【関連施策】

〈7〉大気汚染の防止	②	揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。
〈7〉大気汚染の防止	③	工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。
〈7〉大気汚染の防止	④	自動車からのCO <sub>2</sub> やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。
〈9〉騒音・振動の防止	①	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。
〈9〉騒音・振動の防止	③	市民の快適な生活環境を維持するため、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。
〈10〉放射線対策の実施	①	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。
〈10〉放射線対策の実施	②	基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染、食材の使用停止および農作物の販売停止などの措置を実施します。
〈11〉その他の公害の防止	①	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。
〈11〉その他の公害の防止	②	地盤沈下を防止するため、県とともに継続的な調査および監視を行います。
〈11〉その他の公害の防止	⑦	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。
〈11〉その他の公害の防止	⑧	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。
〈12〉環境美化の推進	①	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。
〈12〉環境美化の推進	②	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。
〈12〉環境美化の推進	③	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。
〈12〉環境美化の推進	⑤	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑨	自動車からのCO <sub>2</sub> や排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実

## ターゲット：11.7

2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

## 【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備	②	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。
〈5〉公園の整備	①	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。
〈5〉公園の整備	②	新たな公園を創出するため、空閑地や生産緑地地区の公有地化に努めます。
〈5〉公園の整備	③	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。
〈5〉公園の整備	⑤	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。

## ターゲット：11.a

各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

## 【関連施策】

- |              |  |
|--------------|--|
| 〈3〉緑地の保全・創出  | ⑤ 「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。              |
| 〈9〉騒音・振動の防止  | ② 住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。                                       |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ② 良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ③ まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。                      |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ④ 残された田園風景を保持するため、水田や畑などが織りなす「農」の景観の保全に努めます。                                   |
| 〈13〉景観の保全・整備 | ⑤ 建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。     |

## ターゲット：11.b

2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

## 【関連施策】

- |               |   |
|---------------|---|
| 〈14〉省エネルギーの推進 | ⑧ 「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。 |
|---------------|---|



目標：持続可能な消費と生産のパターンを確保する

## ターゲット：12.4

2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

## 【関連施策】

- |               |  |
|---------------|--|
| 〈7〉大気汚染の防止    | ② 揮発性有機化合物の排出を抑制するため、大気汚染の防止に関する意識啓発を行い、自主的な取組を促進します。また、PRTR制度について広報に努めます。     |
| 〈7〉大気汚染の防止    | ③ 工場・事業場等による大気汚染の発生を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。 |
| 〈8〉水質汚濁の防止    | ④ 工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。                               |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ④ 工場・事業場等による土壌汚染を防止するため、事業者に対し、土壌汚染防止に関する意識啓発や指導を行います。                         |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ⑤ 市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。                             |
| 〈11〉その他の公害の防止 | ⑥ ばい煙・悪臭・ダイオキシン類の排出抑制を図るため、野焼きの禁止、もしくは自粛するよう指導します。                             |

## ターゲット：12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

### 【関連施策】

〈4〉水辺環境の保全・整備

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

- ③ 堤防や護岸等の損傷箇所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。
- ④ 公共施設から出る生ごみの減量化のため、生物分解などの処理方法を調査します。
- ⑤ 生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。
- ⑥ 建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者へ指導します。
- ⑦ 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。
- ⑧ 使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。

ターゲット：12.8

2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

### 【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈16〉ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進

〈20〉協働による環境活動の推進

- ④ 保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。
- ① 家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。
- ② 買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。
- ③ ごみの減量化や資源循環のため、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。
- ① 将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。



目標：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

ターゲット：13.1

すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

〈13〉景観の保全・整備

〈18〉地球温暖化への適応策の推進

〈18〉地球温暖化への適応策の推進

- ① まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。
- ④ ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。
- ⑤ ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者へ雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。

### 【関連施策】

ターゲット：13.3

気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

## 【関連施策】

〈7〉大気汚染の防止	⑤	市内全体での自動車利用を減らし、CO <sub>2</sub> やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈17〉⑥と同じ】
〈14〉省エネルギーの推進	①	家庭におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO <sub>2</sub> 削減を図るため、家庭でできる省エネルギー活動を積極的にPRします。
〈14〉省エネルギーの推進	②	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
〈14〉省エネルギーの推進	③	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。【施策〈15〉②と同じ】
〈14〉省エネルギーの推進	④	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、家庭にグリーンカーテンを普及・促進します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑤	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO <sub>2</sub> 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。
〈14〉省エネルギーの推進	⑥	事業所におけるエネルギー使用量の削減を図るため、事業者に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑦	建物の遮熱を図り、冷房の使用を抑えるため、事業所や学校にグリーンカーテンを普及・促進します。
〈14〉省エネルギーの推進	⑩	CO <sub>2</sub> 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。
〈17〉自転車利用等の促進	②	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。
〈17〉自転車利用等の促進	③	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。
〈17〉自転車利用等の促進	⑤	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。
〈17〉自転車利用等の促進	⑥	市内全体での自動車利用を減らし、CO <sub>2</sub> やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。【施策〈7〉⑤と同じ】
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	①	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	②	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。
〈18〉地球温暖化への適応策の推進	③	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。



目標：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

### ターゲット：15.1

2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

## 【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	①	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。
〈1〉生物多様性への取組	②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による生き物調査を行います。
〈1〉生物多様性への取組	⑤	多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」の環境を保全します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑧	市内の緑の状況を把握し、今後の施策に活かすため、必要に応じて「みどりの実態調査」を行います。
〈6〉農地の保全・活用	①	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。
〈6〉農地の保全・活用	⑤	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地バトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。



ターゲット：15.2

2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	③	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。【施策〈3〉①と同じ】
〈1〉生物多様性への取組	④	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。【施策〈3〉②と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	①	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。【施策〈1〉③と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。【施策〈1〉④と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	③	ふれあいの森の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑥	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。
〈3〉緑地の保全・創出	⑦	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。

ターゲット：15.8

2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

【関連施策】

〈1〉生物多様性への取組	⑥	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。
--------------	---	---



目標：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット：17.17

さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

【関連施策】

〈2〉自然とのふれあいの促進	②	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。【施策〈20〉③と同じ】
〈3〉緑地の保全・創出	④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。【施策〈5〉④と同じ】
〈5〉公園の整備	④	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の拡大を図ります。【施策〈3〉④と同じ】
〈6〉農地の保全・活用	③	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈20〉④と同じ】
〈7〉大気汚染の防止	①	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的な大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。
〈8〉水質汚濁の防止	③	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。
〈12〉環境美化の推進	⑥	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。【施策〈20〉⑤と同じ】
〈17〉自転車利用等の促進	④	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。

- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- 〈20〉協働による環境活動の推進
- ② 環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。
- ③ 市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。  
【施策〈2〉②と同じ】
- ④ 農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。【施策〈6〉③と同じ】
- ⑤ 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。  
【施策〈12〉⑥と同じ】